

Partner's public relations magazine

2014年10月発行

Vol.8

パートナーズ

会報誌

価格0円(税込み)

年末間近！

年末調整とは？

特集 中小企業の経営にいかす保険

コラム 増税から半年、各業種への影響は？

中小・小規模企業の約4割が消費増税分の転嫁困難



税制改正間近！

備中国分寺五重塔（岡山県総社市）

相続セミナー情報

<http://www.zei-partners.com>

今年も残りわずかとなりました

いつも会報誌をご愛読頂き、ありがとうございます。

今年の夏は、例年ほど暑くなく、雨がよく降りました。地域によっては、記録的な雨量を観測したところもありました。被害に遭われた方々におかれましては、心よりお見舞い申し上げます。

さて、今年も早いもので残り数カ月となりました。税理士法人パートナーズでは、少しずつ年末調整と確定申告の準備を進めております。税理士業界では、1年のうちで最も忙しくなる時期に入ります。年々、改善を図り、お客様にご面倒とお時間を取らせないよう、試行錯誤しております。確定申告の時期が参りましたら、こちらからご連絡を差し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

朝晩の気温差が大きく、体調を崩しやすい気候ではございますが、体調管理には充分にお気を付け下さい。今後とも、よろしくお願い申し上げます。



岡山本社

代表社員・税理士

川本 洋 かわもと 洋



山陰支社

代表社員・税理士

川原 康寛 かわはら やすひろ



松山支社

代表社員・税理士

柳井 崇延 やない たかのぶ



広島支社

代表社員

公認会計士・税理士

中谷 有希 なかたに ゆうき

平成27年1月より税法が改正されます

いつも会報誌をご覧いただき、ありがとうございます。

会員の皆様におかれましては、いかがが過ぎでしょうか？

月日が経つのも早いもので今年も残すところあと3ヶ月、前回の会報誌から半年が経過いたしました。この間に会報誌等をご覧頂いてご質問のお問い合わせを多く頂きました。

やはり、内容として一番多かったものが、相続税の改正についての項目でした。

この会報誌でも幾度となくご案内させていただいた改正が平成27年1月から運用が開始されます。税務署とのやり取りの中でも、この運用開始に備えて体制を整えていることを確認しています。普段お会いすることが出来ない会員の皆様と私たちパートナーズを繋ぐ、大切な情報発信のツールとしてご活用していただければ幸いです。

消費税増税から半年が過ぎました

会員の方におかれましては、いつも大変お世話になっております。税理士法人パートナーズ松山支社の柳井です。

皆様いかがお過ごしでしょうか。夏も終わり、朝、夜は少し肌寒くなってきた今日この頃、体調にはお気を付け下さい。

さて、消費税が8%になって早、半年が経過しました。来年は10%まで引き上げられる予定です。消費税増税により資金繰りや損益計算も今まで以上に慎重に、そして計画的に進めていく必要があると考えております。また、相続税の増税もすぐそこまで来ております。今後の景気の動向が不透明なこの時代に税負担は、少しずつですが確実に増えていると考えております。こんな時代だからこそ私どもは、お客様にとって一番身近な生涯のパートナーとして、共に悩み、共に考え、お客様の繁栄に尽力していきたいと考えております。どんな些細な事でもお気軽にご相談下さい。

お陰様で広島支社は一周年

このたびの広島市豪雨災害で被害に遭われた方々におかれましては、心よりお見舞い申し上げます。

昨年広島支社を開設しまして、この11月で丸1年となります。いろいろと至らない点もございましたが、お世話になった皆様には感謝の気持ちしかございません。引き続き皆様から、いっでもお気軽に、ご連絡いただけるような事務所を目指していきたいと思っております。

平成27年1月1日からの相続税増税を控え、皆様から相続や贈与に関するご相談をいただく機会が少しずつ増えております。相続税の基礎控除が40%引き下げられることにより、大きな財産はご自宅の土地建物だけ、といった方でも、来年以降は相続税が課税されてしまう可能性がございます。将来的な相続税課税の有無が気になる方は、税理士法人パートナーズまでご相談いただければと存じます。

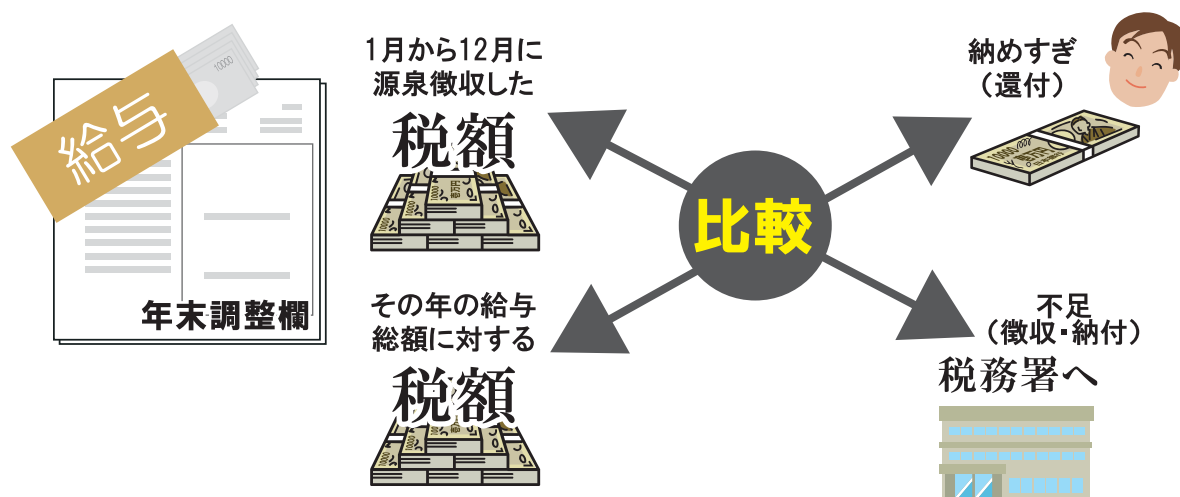
朝晩の気温が少しずつ肌寒く感じるようになってまいりましたが、お風邪などひかぬよう、お身体にはお気を付けてください。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

早いもので、今年もあと数カ月となりました。各法人も年末調整の時期です。毎年、恒例の作業ですがそもそも年末調整とは何なのでしょう？今回は少し年末調整の仕組みと、対象となる人、ならない人について説明をしていきます。

年末調整とは？

サラリーマンは毎月の給料から所得税が源泉徴収(天引き)され、12月には年末調整でその所得税の精算が行われますが、多くの場合、年末調整で税金が戻ってきていることにお気づきでしょうか。これは、月々の源泉徴収税額には生命保険料控除や地震保険料控除、さらには配偶者特別控除などの所得控除が反映されていないことによります。

これらの所得控除が年末調整時点で正確に反映される結果、年末調整を行うとおおむね所得税は過少になり、徴収しすぎた税額が還付されることになるわけです。



年末調整の対象となる人

次のいずれかに該当する人

- (1) 1年を通じて勤務している人
- (2) 年途中で就職し、年末まで勤務している人
- (3) 年途中で退職した人のうち、次の人
 - ① 死亡により退職した人
 - ② 著しい心身の障害のため退職した人で、その退職の時期からみて、本年中に再就職ができないと見込まれる人
 - ③ 12月中に支給期の到来する給与の支払を受けた後に退職した人
 - ④ いわゆるパートタイマーとして働いている人などが退職した場合で、本年中に支払を受ける給与の総額が103万円以下である人(退職後本年中に他の勤務先等から給与の支払を受けると見込まれる場合を除きます)
- (4) 年途中で、海外の支店へ転勤したことなどの理由により、非居住者となった人(非居住者とは、国内に住所も1年以上の居所も有しない人をいいます)

年末調整の対象とならない人

次のいずれかに該当する人

- (1) 左欄に掲げる人のうち、本年中の主たる給与の収入金額が2,000万円を超える人
- (2) 左欄に掲げる人のうち、災害により被害を受けて、「災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律」の規定により、本分の給与に対する源泉所得税の徴収猶予又は還付を受けた人
- (3) 2か所以上から給与の支払を受けている人で他の給与の支払者に「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」を提出している人や、年末調整を行うときまでに「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」を提出していない人(月額表又は日額表の乙欄適用者)
- (4) 年途中で退職した人で、左欄の(3)に該当しない人
- (5) 非居住者
- (6) 継続して同一の雇用主に雇用されないいわゆる日雇労働者など(日額表の丙欄適用者)

東日本大震災のような災害が起こったとき、会社の資金面で頼りになるのが保険です。震災後、保険会社には問い合わせが殺到したようです。

これまでも、万一のことが起きたとき、保険に加入していた多くの方々は少なからず、その効果に、助けられたのではないのでしょうか。しかし、一方で、保険に加入していなかった、加入していても有益な保険でなかったとすると、どうでしょう。効果は得られない、または、得られてもその効果は限定的となるでしょう。

特に会社が加入する保険については、時にその経営危機から回避する命綱にもなるわけですから、非常に重要な位置づけとなります。ところが、何となく言われるがままにおつきあい、質的な機能を把握しないまま、保険に加入するというケースも少なくないのではないのでしょうか。

あなたの会社が加入している保険は、きちんと機能していますか？その保険に入る目的は何ですか？リスクマネジメントの重要性が見直される今、経営のいざというときのために保険について改めて考えてみましょう。

保険の仕組みが会社に与える影響を理解すること

CHECK!

Q.1 保険会社を選ぶときの大きなポイントは何ですか？

- A** 自社にあった保険を提案してくれる、信頼のおける担当者がいる保険会社（保険代理店）がよいでしょう。

Q.2 昔加入した保険を解約すると損をすると聞きますが本当ですか？

- A** 一概に損をすることはいえませんが、「その保険の保障機能が本当に必要か」、それに加えて、「その保険の予定利率は何%か」を確認してみましょう。

CHECK!

Q.3 保険と会計の関係を知るには、何がポイントですか？

- A** まずは、保険料が、経費か資産かを把握しましょう。

Q.4 保険料が経費になると、会社にどのような影響があるのですか？

- A** 支払った保険料が経費になれば、税負担が軽くなる一方、決算書では収益力低下を招きます。

CHECK!

Q.5 保険料が資産になると、会社にどのような影響があるのですか？

- A** 支払った保険料は、そのまま資産に計上されるので、損益に影響を及ぼしません。

Q.6 保険金や解約返戻金を受けると、会社にどのような影響があるのですか？

- A** 過去に支払った保険料の処理に応じて異なります。

CHECK!

Q.7 「会社の保険は利益の繰り延べ」といわれるのはなぜですか？

- A** 経理処理により、契約時よりも受取り時のほうが課税負担が大きくなるためです。

Q.8 保険料の支払い方法にはいろいろ工夫の余地があると聞いたのですが、どうのことですか？

- A** 毎月払い以外にも様々な支払い方法があるので、資金繰りが苦しくならないような選択をしましょう。



参考: 海野 裕貴
「中小企業の経営にいかす保険活用Q&A」

Q.9 会社にお金のあるときに将来の保険料を支払ってしまいたいのですが、それらはすべて当期の経費になるのでしょうか？

A 当期の保険料分だけが当期の経費となるのが原則ですが、例外もあります。

Q.10 保険料が支払えなくなっても、保険契約を続ける方法がありますか？

A 保険契約を継続するための様々な方法があるので、すぐに解約をするのではなく、まずは現状に適した方法を選択しましょう。

Q.11 大災害時のために必要なことは何ですか？

A 万一の際にも連絡をつけることができるように、その保険に関わる人を把握しておきましょう。

Q.12 資金繰りに行き詰まったら、保険を解約して切り抜けるのがよいのでしょうか？

A 生命保険会社からの借入れも可能です。いきなり解約するのではなく、契約者貸付制度の利用を考えてみてください。

Q.13 保険に入るより、預金として会社に蓄えるほうが理にかなっているのではないのでしょうか？

A 預貯金と保険とは異なる働きを持っています。保険は、十分な預貯金がなくとも、大きな損失を被った際の損失をカバーできます。

Q.14 会社の建物等が倒壊したことで多額の損害保険金を受け取ったら、やはり税金の負担も大きくなってしまいませんか？

A 保険差益についての税負担を抑える「圧縮記帳」という方法があります。

経営に効く保険の入り方

Q.15 社長に万一のことが起こったとき、保険でカバーできることは何ですか？

A 社長不在による収入減を、収入保障保険がカバーしてくれます。

Q.16 福利厚生という観点において保険はどのように活用すればよいのでしょうか？

A 所得補償、医療費補助、退職金準備、死亡保障等の保険機能を活用します。

Q.17 福利厚生のための保険における税制上の優遇とは、どのようなものなのでしょうか？

A 福利厚生プラン（ハーフタックスプラン）にすると、保険料の半分は資産、半分は経費となり、その分税負担が軽減されます。

Q.18 割安で手軽な福利厚生制度を、保険で実現できないのでしょうか？

A 総合福祉団体定期保険の利用を検討するとよいでしょう。

Q.19 よく「経営者の退職金準備に」と保険をすすめられますが、これはどういうことなのですか？

A 保険により退職金原資を確保することで、勇退・死亡退職時の会社の資金繰り・経営者の家族のその後の生活に寄与します。

Q.20 公的な保険で役員の退職金を準備するには、どうすればよいですか？

A 小規模企業共済への加入がおすすめです。

Q.21 経営者も労災保険に入れると聞きましたが、本当ですか？

A 原則不可ですが、経営者の業務内容によっては加入も可能です。

Q.22 取引先倒産による連鎖倒産を回避するにはどうすればよいですか？

A 経営セーフティ共済の利用をおすすめします。

その他、保険に関しての
ご相談やお悩みは
直接、担当者へ
お申し付けください

中小・小規模企業の約4割が消費増税分の転嫁困難

全国商工会連合会が実施した「中小・小規模企業における消費税の価格転嫁に係る実態調査」結果【有効回答数3626社】によると、消費税8%への引上げが行われた4月以降、全体の4割超の中小・小規模企業が消費税引上げ分を「転嫁できていない」と回答した。特に、個人事業主や資本金規模の小さな事業者は転嫁できない割合が高い。

「転嫁できていない」と回答した内訳では、下記のようになっている。

全く転嫁できていない（10.5%）

一部転嫁できていない（30.6%）

「転嫁できていない」との回答を業種別にみると

飲食業（51.6%） 不動産業（50.0%） 宿泊業（45.4%） 小売業（43.7%）

など、主に消費者を相手に事業を営んでいる業種において割合が高い。

転嫁できている理由としては「商品・サービスの特性」が3割前後を占めている。一方、転嫁できていない理由としては、「消費者の低価格ニーズへの対応」や「競合相手との競争が激しい」が目立つ。

また、消費税10%への引上げを想定した今後の転嫁状況の見通しについても、課税売上高1000万円以下の小規模企業では「今後も転嫁できない」（11.5%）及び「転嫁できるかどうか分からない」（37.3%）で約5割を占め、売上規模の小さな事業ほど転嫁見込みは不透明となっている。

10%への引上げ判断に当たっては、今回の税率引上げの影響が一時的なもので終息するの否か、慎重に見極める必要があると指摘している。

「転嫁できない」との回答は、規模の小さな事業者ほど多く、このまま転嫁できない状況が続けば、地域を支える小規模企業の経営はますます苦しくなる。有効な転嫁対策としては「商工会の経営相談・セミナー等」が39.3%で最多。全国各地の商工会では、2013年度から「消費税転嫁対策窓口相談 等事業」を展開し、経営指導員等による指導やアドバイス、専門家によるセミナーを実施しており、その成果が現れたものとみている。

また、消費税の引上げに伴う事務負担は下記の通りになっている。

値段の付替えや、カタログの価格表示変更（45.1%）

請求書や領収書、納品書等の切替え（36.8%）

複数の税率を管理する経理処理（38.1%）

食料品等を対象とする軽減税率の導入については

記帳の事務負担（35.1%）

インボイス発行の事務・費用負担（28.9%）

対象品目の判断にかかる負担（28.1%） といった点を懸念する回答が目立っている。

税制改正間近！ **6県11都市**

相続セミナー情報

平成27年1月1日以後、相続や贈与により取得する財産にかかる相続税や贈与税が改正されます。残りわずかの期間で各地域で改正点を踏まえた「相続セミナー」を開催します。

知っていれば得をするが、知らなければ損をするかもしれないポイントもありますので、是非、皆様の近くでの開催にはご参加ください。



**参加費
無料**

米子市内

10月11日(土) 10月21日(火)
10月25日(土) 11月5日(水)
12月2日(火)

倉吉市内

10月30日(木)

鳥取市内

11月5日(水) 11月8日(土)
12月2日(火) 12月6日(土)

松江市内

11月15日(土)

津山市内

10月15日(水) 11月18日(火)

倉敷市内

10月16日(木)

岡山市内

10月8日(水) 11月4日(火)
11月9日(日) 11月15日(土)

福山市内

12月13日(土)

尾道市内

12月13日(土)

高松市内

10月11日(土)

松山市内

11月13日(木)

内容の詳細やお申込みは
お電話にて承ります

岡山本社：電話番号

086-246-4446

※各地区のセミナーの主催者は違います

※セミナー講師は地域により税理士法人パートナーズ所属の税理士が行います

※場所などの詳細は電話にてお問い合わせください

※諸事情により延期または中止になる場合がございます

これ一冊で現金贈与のすべてがわかる

贈与税の手引き

税理士法人パートナーズでは現金贈与の申告の仕組みについて、誰でも簡単にわかる「贈与税の手引き」を販売しています。現金贈与の注意点や仕組み・計算方法など分かりやすく解説し、各年度毎の申告書や書類一式を同封できるファイルにてご提供しますので、紛失などのトラブルも避けられます。一家に一冊、是非どうぞ！



**10,000円
税別**

**オス
スメ**

税理士 砂原洋一

パートナーズ会員募集

税理士法人パートナーズではただいま法人向けの会員を募集しています。ご入会の方はパートナーズからの会報誌や税制改正などの情報をご提供、また電話無料相談にも応じます！年会費・入会費は無料！普段なかなか聞けない税務関連情報はもちろん知っていて得する意外に大切なミニ情報までご提供します！



会報誌の発行

法人向けの情報をお送りします。税理士事務所だからこそ伝えられる情報や意外と知られていない重要なもの、知っていて得する情報をお届けします。

◆会報誌は不定期での発行となります



無料相談

一般的な税務のご相談を承ります。税務関連はもちろん、事務改善やコスト削減、売上アップや経営計画書の作成に関して幅広くお応えします。

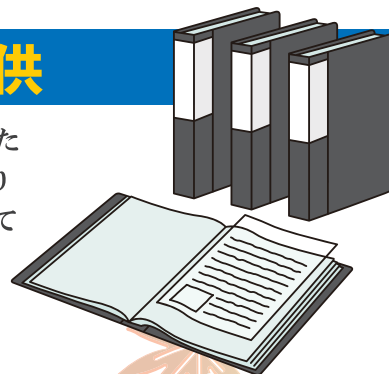
◆無料相談は一般的な内容となります◆個別具体的な内容や書面を作成するものに関しては費用をいただきます◆当社からの訪問でのご相談は交通費をいただきます



税制改正・判決事例の提供

よく変わる税法のポイントを改正ごとにご提供します。また過去の判決事例もお届けします。若干専門的なものとなりますが、知っていなければならないポイントや知っておいて得するポイントが必ずあります。

■特典は事前の連絡なく変更することがありますので予めご了承ください■



会員の皆様の周りの方にも情報提供いたします！

会員の輪を広げよう！

ご入会だけでこちらのパートナーズ会報誌を送付いたします。もちろん入会費、年会費無料。皆様の周りで税務のことにご興味がある方がいらっしゃいましたら、是非入会を！

税理士法人パートナーズ

〔岡山本社〕 岡山県岡山市北区下中野1222-9 TEL/FAX 086-246-4446/086-246-4406

〔山陰支社〕 鳥取県米子市加茂町2-204 米子商工会議所会館2階 TEL/FAX 0859-21-5169/0859-21-5179

〔松山支社〕 愛媛県松山市東本2丁目1-13-102 TEL/FAX 089-948-9441/089-948-9442

〔広島支社〕 広島県広島市中区基町5-44 広島商工会議所ビルディング7F TEL/FAX 082-962-8885/082-962-8886